

(平成22年10月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は事後訂正の結果、32万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の28万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 3 月 31 日まで
ねんきん特別便が送られてきて、平成 19 年度の標準報酬月額が少ないことが分かった。会社に相談したら、私の平成 21 年度の算定基礎届の記載に誤りがあったことが分かり、平成 21 年 8 月 11 日に会社から訂正届が提出されたが、誤って平成 19 年度用の用紙を使用したため、平成 19 年 9 月から 20 年 8 月までの標準報酬月額が 32 万円から 28 万円に減額訂正処理されてしまったためだった。しかし、提出した賃金台帳の写し及び給与明細書の写しから明らかなように、私の申立期間の正しい標準報酬月額は 32 万円なので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 28 万円と記録されていたが、申立人の記録訂正の申出を踏まえ、事業主から当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成

22年5月10日に訂正届が提出され、28万円から32万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかしながら、A社の給与支給明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出したことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係るA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を28万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月11日

社会保険庁(当時)から送付された厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額一覧表では、平成18年8月11日に支給された賞与について、標準賞与額が28万2,000円となるべきところ5万円とされており、会社に確認の結果、会社では賞与支払届の内容を間違えて提出したとして年金事務所へ訂正届を提出したが、時効により訂正できないとされているので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立人に係る賃金台帳により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与として28万2,500円の支払を受け、その主張する標準賞与額(28万2,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行に

については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額(28万2,000円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から55年3月までの期間、同年10月から57年3月までの期間及び59年7月から平成元年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から55年3月まで
② 昭和55年10月から57年3月まで
③ 昭和59年7月から平成元年4月まで

私がA県B区で一人暮らしをしていた昭和50年ころ、C県から母が来るたびに国民年金に加入するよう言われ、D支所で国民年金の加入手続きを行い、キップで国民年金保険料を納付した記憶があり、54年にE区へ引っ越ししてからはE区役所で保険料を納付していた。

昭和59年7月に結婚してからは、F県G町に住所をおいたままにして、平成元年くらいまでA県で生活して、毎月、夫が義母に生活費等を仕送りしていた。国民年金保険料も含めて送金していたので、義母が夫婦二人分の保険料をG町で集金人に納めていた、と聞いており、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、「昭和50年ころにB区D支所で国民年金の加入手続きを行った。」「54年9月にE区に引っ越ししてからは、E区役所で納付した。」と述べているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、同年9月22日以降にE区から払い出されていることが確認でき、申立人に対し、当該期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見られないことから、当該払出時点では、申立期間①の一部は時効により国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立期間①及び②のオンライン記録では、E区に係る被保険者

名簿（年度別納付状況リスト）の記録と一致している上、申立人から聴取しても、国民年金保険料額等の具体的な納付状況に関する記憶が曖昧であるほか、国民年金の加入を勧めたとする実母は他界しており、証言を得ることはできない。

申立期間③について、前記のとおり、申立人に昭和 54 年 9 月 22 日以降に E 区で払い出された国民年金手帳記号番号は、59 年 7 月に A 県で不在決定され、不在被保険者として台帳が別保管されたままになっていたことが確認できることから、同年 6 月に E 区から F 県 G 町への引っ越しに際し、住民票の住所変更届出は行ったものの、国民年金に係る住所変更届出を行っていなかったものと推認される。

また、申立人に対し、平成 2 年 4 月以降に F 県 G 町において別の国民年金手帳記号番号が払い出されているものの、当該払出時点では、申立期間③の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は昭和 59 年 7 月 * 日に婚姻しているところ、申立人の夫の国民年金手帳記号番号の払出日は平成 3 年 7 月以降であることから、申立期間③当時は国民年金の未加入期間であり、申立人が、「婚姻後の国民年金保険料は、義母に仕送りした生活費等から、義母が私達夫婦二人分の保険料を集金人に納付したと聞いている。」との主張とは符合しない。

加えて、申立人自身は申立期間③の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、当該期間の保険料を納付したとする義母及び保険料の集金人も既に他界しており、証言を得ることはできないため納付状況等が不明である。

このほか、申立人がすべての申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から同年 7 月まで
昭和 50 年 3 月に A 社から関連会社の B 社 C 支店に移籍し、営業の仕事をしてきた。給料は A 社の時と同じ金額だったし、厚生年金保険料を控除されていた記憶がある。昭和 50 年 7 月に B 社を退職した際、元上司の A 社 D 支店長に退職の報告をしたことを覚えている。
申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶及び複数の元同僚の証言から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が B 社 C 支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前記の元同僚は、「申立人のことは知っているが、厚生年金保険の加入については分からない。」と供述している。

また、当該事業所は平成 19 年 6 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、当時の事業主は所在不明のため、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入、保険料控除について確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

さらに、当時の事務担当者は、「申立人のことは知っているが、私は経理担当だったので厚生年金保険の加入については分からない。申立期間当時に B 社 C 支店に在籍していたかは覚えていない。当時、管理統括部長をしていた上司なら事情を知っていたと思うが、既に死亡している。」としており、当時の状況を確認することはできなかった。

加えて、当該事業所における被保険者原票を確認したが、申立期間において被保険者資格を取得した中に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も

無い上、当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 8 月から 7 年 7 月まで
② 平成 7 年 8 月から 11 年 11 月まで

平成 2 年 8 月、A 社（現在は、B 社）へ入社、採用形態は時給パートながら期間の契約はなし、夜間に派遣社員として C 社で仕分け業務を行う。平成 7 年 7 月、A 社と C 社の取引関係が決裂し、派遣社員である私の身分も終わりとなる。しかし、C 社の計らいで D 社（E 社に合併し解散）に移籍となるが、平成 11 年 11 月体調悪化で退職する。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の元同僚の証言及び断続的な雇用保険の加入記録により、勤務期間の特定はできないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該期間に厚生年金保険の加入記録がある前記の元同僚は、申立人の厚生年金保険料の控除等については、「分からない。」と供述しているほか、B 社に申立人の勤務実態等について照会したところ、「書類、記録が無いために回答できない。」としている。

また、申立人は申立期間のほとんどの期間において、F 市の国民健康保険（平成元年 6 月 1 日から 5 年 1 月 14 日まで及び同年 3 月 6 日から 8 年 1 月 16 日まで）に加入していることが確認できる。

さらに、平成 2 年 9 月 17 日、3 年 6 月 3 日、4 年 2 月 5 日及び同年 9 月 7 日は、雇用保険特例一時金の受給認定日と確認できる。

加えて、当該事業所に係る申立期間における健保厚年被保険者縦覧照会回答票を確認したが、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、元同僚の証言及び雇用保険の加入記録により、勤務期間の特定はできないものの、申立人がD社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該期間に厚生年金保険の加入記録がある前記の元同僚は、申立人の厚生年金保険料控除等については、「分からない。」と供述し、当該事業所を継承したE社に申立人の勤務実態等について照会したところ、「資料が無く不明である。」としている。

また、申立人は、申立期間のほとんどの期間において、F市の国民健康保険（平成5年3月6日から8年1月16日まで、同年10月25日から9年2月18日まで、同年4月11日から11年1月25日まで、及び同年4月2日から12年10月6日まで）に加入していることが確認できる。

さらに、当該事業所に係る申立期間における健保厚年被保険者縦覧照会回答票を確認したが、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 7 月 10 日から 56 年 2 月 1 日まで
② 昭和 56 年 9 月 10 日から 60 年 1 月 16 日まで
③ 平成 5 年 9 月 1 日から 12 年 10 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の記録について照会したところ、標準報酬月額が違っていることに気がついた。私は、昭和 54 年から 59 年まで A 社で季節工ではあったが世話役として、平成 5 年から 16 年までは A 社で正社員となった上、役員として勤務していたが、申立期間①の標準報酬月額は 28 万円、申立期間②の標準報酬月額は 28 万円から 36 万円、申立期間③の標準報酬月額については、確定申告書(控)を見ると 52 万 5,000 円から 65 万 833 円だと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所である A 社が社会保険関係事務を委託していた労務管理事務所から提出された「被保険者台帳」、「被保険者標準報酬決定通知書」、「被保険者資格喪失確認通知書」及び「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」に記載された標準報酬月額は、オンライン記録とすべて一致している上、申立期間の標準報酬月額が遡及^{そきゅう}して訂正されているなどの不自然さは見当たらない。

また、申立人は、「申立期間③のうち、平成 11 年 7 月から 12 年 9 月までの期間に係る標準報酬月額は、59 万円を超えた額である。」と主張しているものの、申立人の当該期間における標準報酬月額は、当時の厚生年金保険の標準報酬月額の上限額である 59 万円であり訂正することはできない。

さらに、上記の労務管理事務所の担当者は、「A 社の経営状況については、

特段悪いという話は聞いたことがなく、意図的に報酬月額を低く届け出ることはなかった。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 6 日から 51 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 4 月 6 日から 51 年 7 月 1 日までの期間について、A 社 B 支店に準社員として勤務していた。入社当時の給料は、固定給として 8 万円もらい、その後も一生懸命働き、退職時には、15 万円まで増えていたと確信しているにもかかわらず、年金事務所の記録では、昭和 45 年 4 月から 51 年 6 月までの期間の標準報酬月額が 2 万 6,000 円から 8 万円と低いことに納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録について、「入社時の給料は固定給として 8 万円もらい、退職時には 15 万円まで増えていたはずであり、標準報酬月額の低いことに納得できない。」として申し立てている。

しかしながら、申立人は給与明細書等を所持しておらず、また、A 社グループ本社からは、「当時の書類は保存年限経過により廃棄済みである。」との回答を得ており、申立期間における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することはできない。

また、申立期間のうち、昭和 46 年 6 月 1 日から 51 年 7 月 1 日までの期間において当該事業所が加入していた B 厚生年金基金の事務を現在引き継いでいる C 連合会に照会したところ、同連合会から提出された中脱記録照会（回答）により確認できる申立人の当該期間の標準報酬月額は、すべてオンライン記録と一致している。なお、上記厚生年金基金加入時の標準報酬月額は、申立人の申立事業所の資格取得時の標準報酬月額である 2 万

6,000円であることが確認できる。

さらに、申立人は、A社B支店に入社した当時のことについて、「同じ職種で8名採用になった。」と述べているところ、被保険者原票によると、申立人の主張どおり、申立人と同じ昭和45年4月6日に3人、ほぼ同時期である同年4月1日に4人が資格取得していることが確認でき、その同僚の標準報酬月額を確認すると、申立人の標準報酬月額である2万6,000円と同額の者が3人、3万円が2人、3万3,000円が2人となっており、資格取得時における申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない上、同年4月6日に入社した同僚の一人は、「入社時の給料は2万円くらいだった。」と述べている。

なお、申立人の標準報酬月額の記録は、^{そきゅう}遡及して訂正されているなどの不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。